

にんしん出産相談室 ほかほか



- ・妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に応じたサービスの情報提供やアドバイスをします。
- ・母子健康手帳の交付、またその際に面談をします。妊産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査の助成券交付、費用の償還払いができます。
- ・妊婦のための支援給付の申請窓口です。
- ・産後ケアの申込みができます。
- ・こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問をします。
- ・1か月児健康診査費助成の申請窓口です。



子育て情報コーナー「みっけ」

- ・市内の子育て関連情報の資料があり、自由に閲覧、持ち帰りができます。(一部閲覧のみ)
- ・子育て支援コーディネーターが情報収集のお手伝いや、子育て相談を受けています。
- ・フリースペース「ろけっと」内にて、お子さまと一緒に遊びながら情報収集・相談等を行うことができます。



フリースペース「ろけっと」

○利用時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

子育て支援センター2階にある、市内に居住することもその保護者が利用できるスペースです。(年齢制限はありません)



← 詳しいご利用方法
についてはこちら



施設情報

施設名

草加市子育て支援センター
(1階と2階の一部は草加市立さかえ保育園と併設)

住所

〒340-0041 埼玉県草加市松原一丁目3番1号

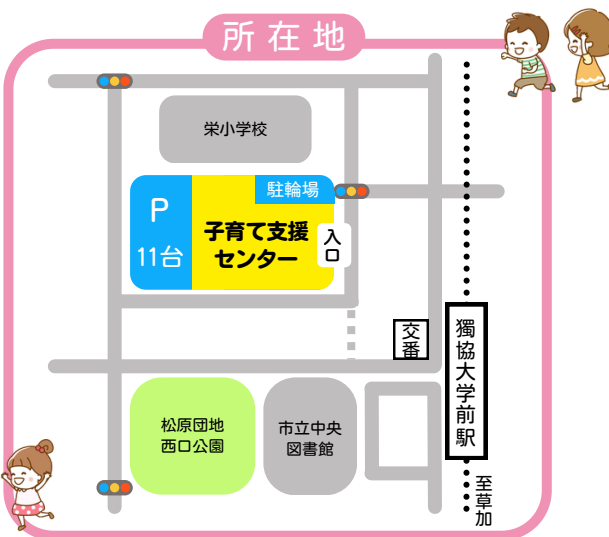
開所時間

8:30~17:00 (土日祝・年末年始を除く)
※フリースペース「ろけっと」は 9:00~17:00

電話

(代表)	048-941-6791
(直通)	
〔こども家庭課〕	
総合相談係	048-941-6814
母子包括推進係 (にんしん出産相談室ほかほか)	048-953-9887
〔こども育成支援課〕	
総務係	048-941-6819
発達診療係 (発達支援センター診療所)	048-941-6801
療育支援係 (児童デイサービスセンター)	048-941-6803
児童発達支援係	048-944-0622

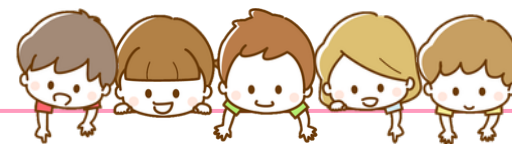
所在地



子育て支援センター
HP



草加市 子育て支援センター



子育て支援センターとは？

出産、子育て、しつけ、こどもの発達、保護者の悩み、不安など迷いを感じた時に相談ができる窓口です。また、発達に心配のあるこどもの専門支援(療育)を行っている施設です。
※18歳未満のこどもとその家族、妊産婦等が対象です。



そうか子育て応援・情報サイト

ぼっくるん



子育てのこと、子どものことで 何か困っていることがあればご相談ください

※ご相談内容に合わせて、適切な窓口へお繋ぎします。

妊娠・出産・産後

初めての妊娠・出産で不安
産後の生活が心配

赤ちゃんの健康・ママのからだのこと
ミルクや母乳が足りているか心配
赤ちゃんが泣いてばかりで大変



発育・発達

ひとり歩きが遅い
言葉が遅い
友達と上手く遊べない
発達で気になることがある

子育て支援情報

子どもを預けたい
一時預かりや保育園・
幼稚園の情報
子どもと遊びに出かけたい

家庭

家族のことでイライラする
育児が辛い
育児と介護を抱えている
学校でのトラブルや暴言がある
虐待されているかもしれない

どんな人が相談にのってくれるの？

○ケースワーカー

お話を伺い、様々な制度や関係機関をご案内します。

○家庭児童相談員

親子関係や夫婦間の問題、家庭の悩みなどについて相談を受けています。

○保健師・助産師

母子保健サービスのお知らせや、妊婦さんの体調面などのお話を伺います。子育て支援サービスの情報提供も行います。

○子育て支援コーディネーター

子育てに関する相談や問い合わせの窓口を担当しています。
一人ひとりのニーズに合わせて必要な情報を提供したり、適切な窓口へお繋ぎします。

子育て支援センター総合相談窓口

048-941-6791

8:30~17:00 (土日祝、年末年始を除く)

自動音声ガイダンスになっています。
内容に応じて番号を押してください。

子育てなんでもダイヤル

048-944-0621

8:30~17:00 (土日祝、年末年始を除く)

インターネット相談



相談受付は24時間365日受付

回答はご相談いただいてから概ね3日以内になります。
(土日祝、年末年始を除く)

来所による相談

8:30~17:00 (土日祝、年末年始を除く)

場所：子育て支援センター2階

予約の必要はありませんが家庭児童相談員・ケースワーカーと面談をご希望の方は電話で確認をお願いします。

048-941-6814

児童相談所虐待対応ダイヤル

いちばやく
189

夜間、土日祝、年末年始の緊急相談・虐待通告

おもちゃやベビーベッドがある部屋もあるため、
小さいお子様を連れてご相談もできます。



発達に関する相談の流れ

詳細についてはこちら↓

①相談受付

子どもの発育・発達に心配のある方は
048-944-0622へご相談ください。



②初回面接（インテーク）

ケースワーカーが子どもの発達についてお話を伺います。面接後、ご希望や必要性に応じて発達支援センター診療所をご案内します。



③診察

子どもの状況によっては、
保健センターや
教育支援室等の適切な
他機関をご紹介します。

医師による診察・診断を行います。
マイナ保険証・各受給者証が必要です。
※小学6年生までの子どもが対象
診察まで期間をいただきます。

↓ 医師の判断に応じて

個別療育・相談

医師の指示のもと、専門スタッフが理学療法、
作業療法、言語聴覚療法、心理相談を行います。
※個別療育は原則、就学前までの子どもが対象



集団療育

(児童発達支援・放課後等デイサービス)
子どもの日常生活動作やコミュニケーション能力
向上を目的としたグループ活動を行います。
※小学3年生までの子どもが対象

療育の専門スタッフ

○理学療法士

寝返りやおすわり、歩行などの基本のからだづくりを中心に、
姿勢・運動発達に関する療育を行います。

○作業療法士

からだや手の使い方などの発達に関する療育を行います。
日常生活動作（食事・着替えなど）の相談にも応じます。

○言語聴覚士

言葉の発達やコミュニケーションに関する療育を行います。

○心理士

子どもの発達についての心理相談を行います。
それぞれの子どもにあった関わり方を一緒に考えます。